

千葉市公告第640号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年8月22日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

本庁舎高層棟5階執務室内監視カメラ等賃貸借【長期継続契約】

(2) 調達物品の品質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和5年3月1日から令和10年2月28日までの60か月間

(4) 納入期限

令和5年2月28日

(5) 納入（保管）場所

千葉市情報システム課及びサーバ室

（千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎高層棟5階）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成29年度から令和3年度の間、本市、国、または他の地方公共団体と、本件と同種かつ同規模以上の契約実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-0855

千葉市中央区間屋町1-35 千葉ポートサイドタワー4階

千葉市総務局情報経営部情報システム課

電話 043-245-5702

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配付 千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」 (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和4年8月31日(水)までに、前記3の契約事務担当課に書留郵便による郵送又は持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)。

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」 (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) のリンクからダウンロードすること。

6 仕様書に関する質問の受付

(1) 期間 令和4年8月22日(月)から8月26日(金)までの間に契約事務担当課の電子メール ([system.GEI@city.chiba.lg.jp](mailto:system.GEI@city.chiba.lg.jp)) で受け付ける。

(2) 回答 令和4年8月30日(火)までに電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和4年9月21日(水)午前10時00分(郵送の場合は、前日午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと)

(2) 入札及び開札の場所

千葉ポートサイドタワー4階 千葉市総務局情報経営部情報システム課  
(千葉市中央区問屋町1-35)

(3) 入札方法

入札金額は、契約初年度(令和5年3月1日から令和5年3月31日まで)に要する借入金額の税抜額を記載すること(借入期間全体の総額ではないので注意すること)。なお、次年度以降の1回に支払う金額(月額、1回あたりの支払額、年額)に変更がないようにすること。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項の各号に該当する場合は、免除とする)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

- (1) 本件における契約保証金は、当該年度における賃借料の1/10以上とする。ただし、千葉市契約規則第29条の各号に該当する場合は免除とする。
- (2) 本件に係る契約書を作成・締結のうえ、受注者・発注者とも1部ずつ保管する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市総務局情報経営部情報システム課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、または契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。